

**特別支援学級における
適切な教育課程の編成に関する資料
～児童生徒一人一人の学びの充実に向けて～**

**令和5年（2023年）2月
北海道教育委員会**

1 はじめに

1 特別支援学級について

特別支援学級については、小学校（中学校）学習指導要領及び解説において、次のとおり示されています。

(1) 特別支援学級とは

特別支援学級は、学校教育法第81条第2項の規定による、知的障害者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童生徒を対象とする学級であるとともに、小学校（中学校）の学級の一つであり、学校教育法に定める小学校（中学校）の目的及び目標を達成するものでなければならない。

(2) 特別支援学級における特別の教育課程について

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。
- ・ 児童（生徒）の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童（生徒）に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

【参考】 通級による指導について

通級による指導については、小学校（中学校）学習指導要領及び解説において、次のとおり示されています。

(1) 通級による指導とは

通級による指導は、小学校（中学校）の通常の学級に在籍している障害のある児童（生徒）に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童（生徒）の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

(2) 通級による指導における教育課程について

障害のある児童（生徒）に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

（参考資料）

- ・ 文部科学省 小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）解説総則編（平成29年7月）

2 自立活動の指導について

自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の児童生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達等に即して指導を行うものです。

そのため、特別支援学級において特別の教育課程を編成しているにもかかわらず自立活動の時間が設けられていない場合は、自立活動の時数を確保するべく、教育課程の再編成を検討する必要があります。

自立活動の指導に当たっては、児童生徒一人一人の実態を的確に把握して個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開する必要があります。

なお、学校教育法施行規則第130条第2項に基づいて、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて指導を行うことができます。

自立活動の指導に当たっては、次の項目を確認する必要があります。

CHECK	確認項目
	特別支援学級において実施する特別の教育課程において、自立活動の時間における指導を行っているか
	自立活動の指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行っているか
	自立活動の時間に充てる授業時数を、個々の児童生徒の障がいの状態等に応じて適切に設定しているか
	児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいた指導を展開しているか

【参考：道内の特別支援学級の状況】

自立活動を教育課程に位置付け指導している児童生徒の割合

	小学校	中学校
時間割に自立活動の時間を設定している	82.5%	81.4%
時間割に自立活動の時間を設定するとともに、各教科等を合わせた指導の中で自立活動の指導を行っている	16.4%	15.7%
時間割に自立活動の時間を設定していないが、各教科等を合わせた指導の中で自立活動の指導を行っている	0.4%	1.5%
時間割に自立活動の時間を設定していない	0.7%	1.4%

 ：改善が必要

令和4年度（2022年度）特別支援教育実態調査

3-1 交流及び共同学習について

交流及び共同学習を実施するに当たっては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、通常の学級で各教科等の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。

また、特別支援学級の担任には、通常の学級の担任や教科担任と、在籍児童生徒に関わる情報交換を密に行い、交流及び共同学習の目標を共有し、双方にとっての教育効果を明らかにした上で各教科等の年間指導計画に位置付け、年間を通じて計画的に実施することが求められています。

交流及び共同学習の実施に当たっては、特別支援学級に在籍する児童生徒に対する指導や支援の内容や方法、指導体制、評価方法等について、個別の指導計画に明記し共通理解を図る必要があります。

交流及び共同学習を実施する際には、次の項目を確認する必要があります。

CHECK	確認項目
	指導や支援の内容や方法、指導体制、評価方法等について、特別支援学級と通常の学級の担任間で打ち合わせ、個別の指導計画に明記するとともに、校内全体で共通理解を図って取り組んでいるか
	「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない状況になっていないか
	交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない状況になっていないか

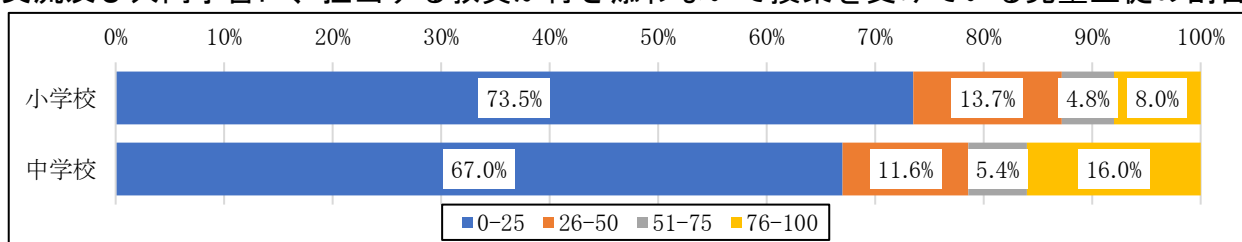
【参考：道内の特別支援学級の状況】

交流及び共同学習を個別の指導計画に位置付け指導を受けている児童生徒の割合

	位置付け有	位置付け無	交流未実施
小学校	97.9%	2.1%	2.0%
中学校	97.5%	2.5%	10.2%

 : 改善が必要

交流及び共同学習に、担当する教員が付き添わないで授業を受けている児童生徒の割合



令和4年度（2022年度）特別支援教育実態調査

3-2 交流及び共同学習について

特別支援学級では、在籍する児童生徒一人一人の実態に応じて作成した個別の指導計画を踏まえた特別の教育課程を編成し、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行っています。

そのため、特別支援学級に在籍している児童生徒が、週の授業時数の半分以上を交流及び共同学習として通常の学級で学んでいる場合には、特別支援学級で学ぶことが適当であるか判断し、「通常の学級」への学びの場の変更について検討する必要がありますが、次年度に特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更を検討している児童生徒について、段階的に交流及び共同学習の時数を増やしている等、当該児童生徒にとっての教育上の必要性がある場合においては、この限りではありません。

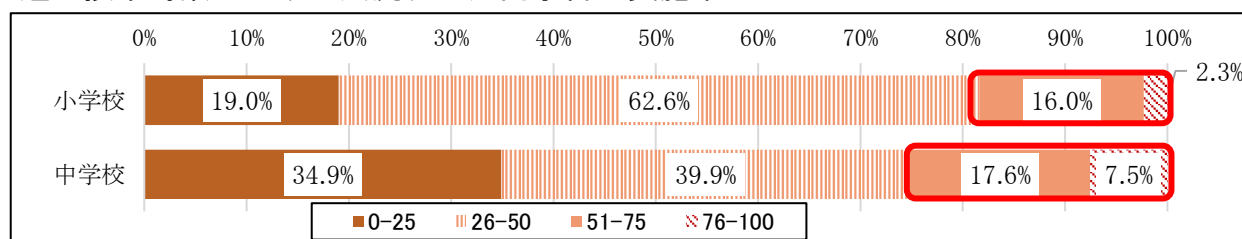
なお、学びの場の変更については、校内委員会や教育支援委員会において検討したり、保護者や当該児童生徒と合意形成を図ったりするなど、必要な手続きを踏まえる必要があることから、学期や年度替わりなどの時期を見通して行うことが大切です。

交流及び共同学習を実施する際には、次の項目を確認する必要があります。

CHECK	確認項目
	特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえ、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成していないか
	全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障がいの特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われていないか
	学期末などの時期に、当該児童生徒の現在の発達の程度、適応の状況、交流及び共同学習の状況等について、個別の指導計画及び個別の教育支援計画において適切に評価し、教育課程の改善を図っているか
	通常の学級へ学びの場の変更を検討している場合には、例えば交流及び共同学習の時数を段階的に増やしたり（週の授業時数の半分程度）、通級による指導を活用したりするなど、当該児童生徒が円滑に学びの場を変更できるよう教育課程を編成しているか

【参考：道内の特別支援学級の状況】

週の授業時数当たりの交流及び共同学習の実施率



16.0% : 改善が必要

令和4年度（2022年度）特別支援教育実態調査

4 参考資料

「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）」（令和4年4月27日文部科学省初等中等教育局長通知） (https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf)
文部科学省「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）Q & A」 (https://www.mext.go.jp/content/20221102-mxt_tokubetu02-100002908_1.pdf)
文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」（令和3年6月） (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm)
文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」（平成29年3月） (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)
特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）（平成30年3月）
小学校（中学校）学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編（平成29年7月）
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課「特別支援教育教育課程編成の手引」 (http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/)
道立特別支援教育センター「特別支援学級担任のハンドブック（新訂版）」（令和4年3月） (http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/?page_id=909)

特別支援学級における適切な教育課程の編成に関する資料
～児童生徒一人一人の学びの充実に向けて～

令和5年（2023年）2月発行

編集・発行 北海道教育庁学校教育局特別支援教育課
札幌市中央区北3条西7丁目